一・〇〇	
一・〇一	

』

一・〇一	

』に、『

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	

』を『

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	

』に改める。

の日	一・〇一
の日	一・〇〇

』

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

令和三年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十号

令和三年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

令和三年度予算に係る財政法第十七条各項に規定する歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の送付期限は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、令和二年九月三十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

条　約

投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十三号

投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定

日本国及びアラブ首長国連邦（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質（例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担）を有するものをいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii)　法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(viii)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。ただし、当該変更が、投資又は再投資が行われる締約国の法令に反しないことを条件とする。

天然資源は、この協定の対象とならない。